

多賀城市告示第70号

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月6日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等の家庭内で発生する緊急事態に対して安否確認などの見守りを行う機器を活用した見守りサービス（以下「あんしん見守りサービス」という。）を利用する者に対し、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、当該ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保及び経済的負担の軽減を図り、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において、助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、在宅する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上で単身世帯の者
- (2) 障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第

15号)別表第5号に定める1級又は2級である者であって、単身世帯のもの(同居人がいる世帯で、当該同居人の障害の程度、疾病の状況又は介護の程度を勘案した結果、緊急事態の発生を認識することができない状態にあると市長が認める場合を含む。)

(事業内容)

第3条 事業の内容は、対象者が第5条第2項の規定による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)によるあんしん見守りサービスを利用する場合に、市が、見守り機器の設置費用、初期費用又は利用料の全部又は一部を対象者に助成金として支給するものとする。

(助成額)

第4条 助成金の支給の対象となる経費は、対象者が利用する別表に定めるあんしん見守り機器の種目の区分に応じ、同表に定める助成対象経費又は限度額のいずれか少ない方の額とする。

(事業者の登録)

第5条 あんしん見守りサービスを提供する事業者として登録を受けようとする事業者は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あんしん見守りサービスを提供する事業者として登録を認めるときは、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録決定通知書兼登録証(様式第2号)により前項の規定による申請を行った事業者に通知するものとする。

(登録事業者の届出事項)

第6条 登録事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(1) 第5条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたとき。

(2) 取り扱うあんしん見守りサービスの内容に変更が生じたとき。

(申請)

第7条 助成金の支給を受けようとする対象者は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金支給申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の支給の可否を決定し、当該申請を行った対象者に多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金(不支給)決定通知書(様式第4号)により、当該支給を可とする決定に係る登録事業者が多賀城市あんしん見守りサービス費等助成金支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(契約)

第9条 前条の規定による助成金の支給を可とする決定を受けた対象者(以下「受給者」という。)は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成(不支給)決定通知書に記載されている有効期限までに、登録事業者とあんしん見守りサービスの利用契約を行うものとする。

(助成等)

第10条 受給者は、あんしん見守りサービスの利用契約に係るあんし

ん見守り機器の設置が完了したときは、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金請求書（様式第6号）にあんしん見守りサービスの利用に係る契約書、領収書等の写しを添えて、市長に助成金の支給を請求しなければならない。

2 市は、受給者があんしん見守りサービスの利用契約の締結により、登録事業者に支払うべきあんしん見守りサービスの利用に係る費用について、助成金として受給者に支給すべき額の限度において、受給者に代わり、登録事業者に支払うことができる。

（取消）

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(1) 登録事業者とあんしん見守りサービスの利用契約を行わなくなったとき。

(2) 登録事業者とあんしん見守りサービスの利用契約を解除したとき。

(3) 転出又は死亡したとき。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成取消通知書（様式第7号）により受給者及び当該助成の決定に係る登録事業者に通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による登録は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の例により行うことができる。

別表（第4条関係）

種目	性能等	助成対象経費	限度額
自宅取付型	<p>次のいずれかの性能を有するもの</p> <p>1 宅内に取り付けたあんしん見守り機器及びそれに附属する装置等で、非常時に一動作で警備会社等に通報でき、救急車の出動要請など緊急対応につなげることができるもの</p> <p>2 宅内に取り付けた人の動きや振動を検知するセンサー等のあんしん見守り機器で、あらかじめ登録された者へ通報され、緊急事態を通知できるもの</p>	<p>機器設置費等の初期費用（初期費用が0円の場合は、12月分の使用料）</p>	<p>初期費用 15,000円</p> <p>使用料 15,000円</p> <p>※いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額とする。</p>
携帯型	<p>あんしん見守り機器を操作することで、あらかじめ登録された者へ通報され、緊急事態を通知できるもの</p>	<p>初期費用（初期費用が0円の場合は、12月分の使用料）</p>	

様式第1号（第5条関係）

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 事業所名
代表者名

高齢者等あんしん見守り支援事業における、あんしん見守りサービスの提供事業者として登録を申請し、利用者からの相談に対して本事業に適した見守りサービスの案内を行います。

(1) 事業者名及び代表者名並びに対応窓口

本 社	事業者名		代表者名	役職	
			氏名		
	所在地		電話番号		
			FAX 番号		

対 応 窓 口	支社又は 営業所		担当者名	役職	
			氏名		
	所在地		電話番号		
			FAX 番号		
e-mail					

(2) 取扱サービス

種 目	自宅取付型 ・ 携帯型
名 称	
主な機能	

(3) その他

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録決定通知書
兼登録証

殿

多賀城市長

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業実施要綱第5条の規定により、あんしん見守りサービスを提供する事業者として登録したので、通知します。

事業者名及び代表者名並びに対応窓口

本 社	事業者名		代表者名	役職	
				氏名	
	所在地		電話番号		
			FAX 番号		

対 応 窓 口	支社又は 営業所		担当者名	役職	
				氏名	
	所在地		電話番号		
			FAX 番号		
e-mail					

様式第3号（第7条関係）

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金支給申請書

多賀城市長 殿

年 月 日

高齢者等あんしん見守りサービス費等助成を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな				男・女	生年月日	年 月 日生
氏名						
住所	多賀城市					
電話番号				携帯番号		
身体障害者手帳	未申請 申請中 身体障害者手帳（1級・2級）					
介護認定	未申請 申請中 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）					
居宅介護支援事業所等						
担当者				電話番号		
身体 の 状 況	日常生活の状況（具体的に記入してください）					
同居 家 族	氏名	続柄	年齢	昼間の連絡先		
	身体障害者手帳	未申請 申請中 身体障害者手帳（1級・2級）				
	介護認定	未申請 申請中 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）				
	居宅介護支援事業所等					
	担当者名				電話番号	
登録事業者名						
利用サービス名	自宅取付型 ・ 携帯型					

高齢者等あんしん見守りサービス費等助成を受けるにあたり、次の事項に同意します。

申請者名（自署）

- 審査のため、担当課職員がこの申請書に記載した内容について公簿を確認すること。
- この申請書に記入した氏名及び住所を当該申請に係る登録事業者に提供すること。
- 登録事業者との契約等に関するトラブル等について、市は責任を負わないこと。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

殿

多賀城市長

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金（不支給）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者等あんしん見守りサービス費等助成について、次のとおり決定したので通知します。

次のとおり助成を決定しました。

助成対象者	住所	多賀城市
	氏名	

希望サービス	
--------	--

助成限度額 〔 <input type="checkbox"/> 初期費用 <input type="checkbox"/> 月額利用料		円
--	--	---

助成決定の有効期限	年 月 日
-----------	-------

以下の理由により助成しません。

理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

多賀城市長

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金支給決定
通知書

高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金について、次のとおり支給することとしましたので通知します。

助成 対象者	住所	多賀城市
	氏名	

助成限度額 〔 <input type="checkbox"/> 初期費用 <input type="checkbox"/> 月額利用料	円
--	---

助成決定の有効期限	年 月 日
-----------	-------

様式第6号（第10条関係）

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金請求書

年 月 日

多賀城市長 殿

住 所 多賀城市

氏 名

印

電話番号

高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金を次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

1 添付書類

- 契約書の写し
- 領収書等の写し

2 助成金振込口座（受領委任）

委任状							
私は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金の受領を _____へ委任するとともに、助成金の支払いについては次の口座に振り込んでいただくよう依頼します。							
金融機関名	支店名	口座種別	口座番号				
		1. 普通預金					
		2. 当座預金					
フリガナ							
口座名義人							

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

多賀城市長

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成取消通知書

高齢者等あんしん見守りサービス費等助成について、次のとおり助成を取消したので通知します。

助成 対象者	住所	多賀城市
	氏名	

助成限度額	変更前	
	変更後	

取消事由	
------	--